

## 第9項 まちの美化を進める

区は、落書き行為や空き缶・たばこの吸い殻などのポイ捨てを防止し、地域の環境美化の促進を図るため、「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例（平成9年条例第36号）」を施行しました。

また、近年では喫煙マナーや受動喫煙などのたばこ問題への関心が高まっており、区民から歩行喫煙やたばこのポイ捨てといった迷惑な喫煙行為に対する意見が数多く寄せられるようになりました。そこで、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図るため、平成21年10月、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成21年条例第43号）」を制定し、平成22年4月に施行しました。

区は、まちの美化を進める両条例の普及・啓発を推進するため、区民や事業者が行う環境美化活動を積極的に支援するとともに、さまざまな普及・啓発キャンペーンを行っています。特に、歩行喫煙などの迷惑な喫煙行為については、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンやマナーアップ指導員による注意指導等の事業を実施しています。

また、まちの美化を進めるために落書き対策、あき地の適正管理のほか、昨今増加している空き家等の対策にも取り組んでいます。

### 1 まちの美化を推進するために

区は、環境美化活動を行う区民や事業者に対して支援を行っています。新たに活動に参加したい区民や事業者に対しても、積極的な情報提供や啓発活動に努め、多くの区民がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

区民、事業者、区のそれぞれが自身の役割を認識し、協働を進めていくことで、安全で安心な「美しいまち ねりま」の実現を目指していきます。

#### (1) 区内一斉清掃

町会・自治会等で構成される練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、地域のまち美化と清掃・リサイクル活動を推進しています。

平成30年度は、5月27日および11月25日に、町会・自治会等が中心となり、区内一斉清掃を行いました。

また、区内一斉清掃の取組状況を把握するとともに、今後の事業の参考として、町会・自治会等に対しアンケート調査を行いました。その結果によると5月は141団体、11月は161団体が清掃活動を行いました。

#### (2) 環境清掃推進連絡会との協働

区内には過去に、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルの分野に分かれた3つの住民組織「びん・缶街区路線回収連絡会」、「清掃協力会」、「環境美化推進地区連絡協議会」がありました。地域のまち美化および清掃・リサイクルについて区民と共に行動し、更なる発展を目指すために、平成15年7月にこれらの組織を統

合し、これまでの組織に参加していなかった町会・自治会にも参加を呼びかけ、環境清掃推進連絡会が発足しました。

平成30年度は、区内一斉清掃事業のほか、山梨県立リニア見学センター、マンズワイン勝沼ワイナリーへの施設見学会や、田原房枝講師による講演会「食べ物のムダ（食品ロス）を考える」の開催など、さまざまな普及・啓発事業を環境清掃推進連絡会と区との協働で実施しました。

### (3) 町会・自治会等への支援

#### ア 環境美化推進地区

地域の環境美化を推進するため、積極的に環境美化活動に取り組んでいる町会・自治会等の地域を「環境美化推進地区」に指定しています。指定地域は、町会・自治会等の活動地域や駅前など人通りが多い所です。区は、環境美化推進地区に指定された地域の町会・自治会に対して清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

平成30年度末現在、指定している環境美化推進地区は、つぎの44団体の活動地域です。

|                |                              |                        |                 |
|----------------|------------------------------|------------------------|-----------------|
| 小竹町会           | 栄町町会                         | 羽沢町会                   | 豊玉第一町会          |
| 練馬区豊玉第三町会      | 中村西町会                        | 桜台一丁目町会                | 桜台親和町会          |
| 桜台自治会          | 桜台四丁目南町会                     | 練馬中央自治会                | 練馬一丁目原町睦会       |
| 練馬区向山町会        | 仲一自治会                        | 仲二町会                   | 仲町五丁目町会         |
| 氷川台ひばりが丘睦会     | 平和台一丁目町会                     | 早宮一丁目自治会               | 早宮3・4丁目町会       |
| 練馬北町六丁目自治会     | 光が丘地区<br>連合協議会               | いちょう通り東<br>第一団地管理組合    | 光が丘第一自治会        |
| 富士見台町会         | 南田中団地<br>第1自治会               | 南田中団地<br>第二自治会         | 南田中団地<br>第三自治会  |
| 南田中団地<br>第四自治会 | 石神井町2丁目第3<br>アパートさんろく自<br>治会 | 石神井ハイツ自治会              | 都営上石神井団地<br>自治会 |
| 石神井小関町会        | 下石神井千川町会                     | 区営上石神井一丁目<br>第二アパート自治会 | 石神井会            |
| 東大泉中村町会        | 東大泉井頭町会                      | 大泉住宅共栄会                | 大泉町二丁目町会        |
| 橋戸町会           | 練馬区北園町会                      | 大泉学園緑町会                | 関町北三丁目町会        |

## イ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、登録した団体に対して清掃用具を提供しています。平成30年度は144団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

なお、ボランティア駅前清掃事業については、平成29年度末をもって終了し、環境美化活動団体事業へ移行し、統合しました。

### (4) 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン

歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の禁止を呼び掛け、安全で快適な歩行空間を確保するために、区内の駅において「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンを行いました。啓発用ティッシュペーパーや携帯用吸い殻入れの配布を行い、まちの美化の推進、喫煙マナーの向上を訴えました。



キャンペーンの様子

### (5) マナーアップ指導員による巡回活動

平成21年12月から、歩行喫煙等をなくすため、マナーアップ指導員による巡回指導を開始しました。区内の駅など23駅において、駅周辺を巡回し、歩行喫煙・たばこのポイ捨てを行う者に対し「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知と注意・指導を行っています。

### (6) 路面表示シートの貼付

区は、道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内の駅周辺の道路などに啓発用の路面表示シートを貼付しています。平成30年度末現在、貼付箇所は約1,500か所です。



路面表示シート

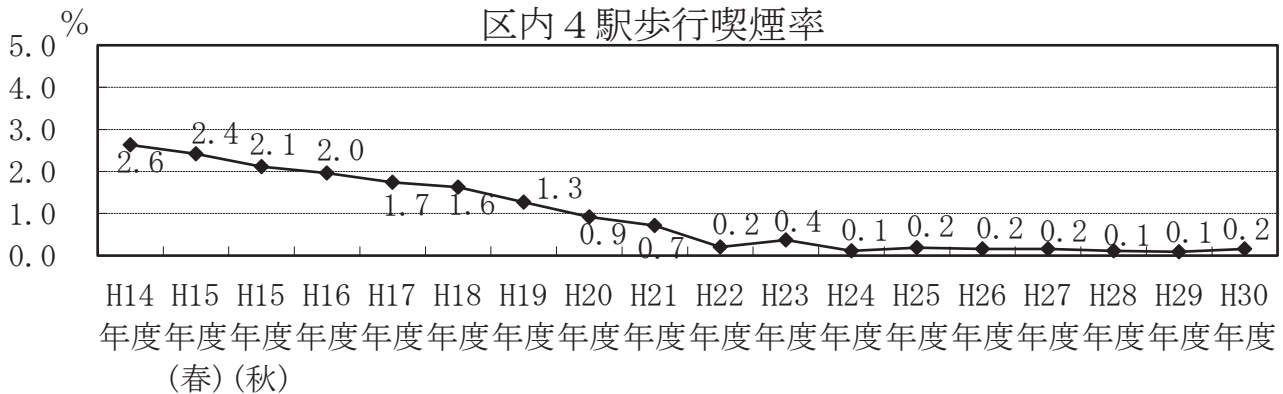
### (7) 喫煙所の設置

区は、平成19年12月に歩行喫煙・たばこのポイ捨てが多い練馬駅周辺3か所に喫煙所を設置しました。その後、平成22年4月に施行した「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、駅周辺に喫煙所を設置しています。平成30年度末現在、練馬駅、大泉学園駅、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅の5駅8か所に喫煙所を設置しています。

また、健康増進法（平成14年法律第103号）の改正や東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）の制定を受け、今後の屋外喫煙所のあり方についても検討を進めています。

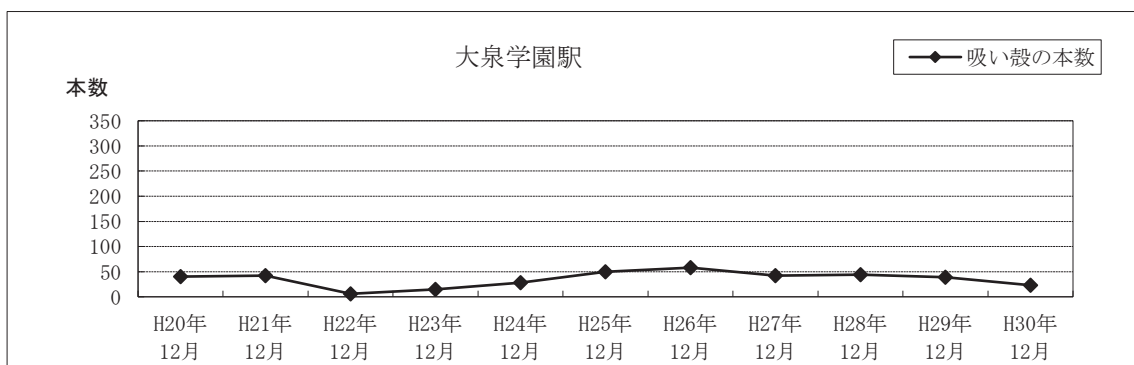
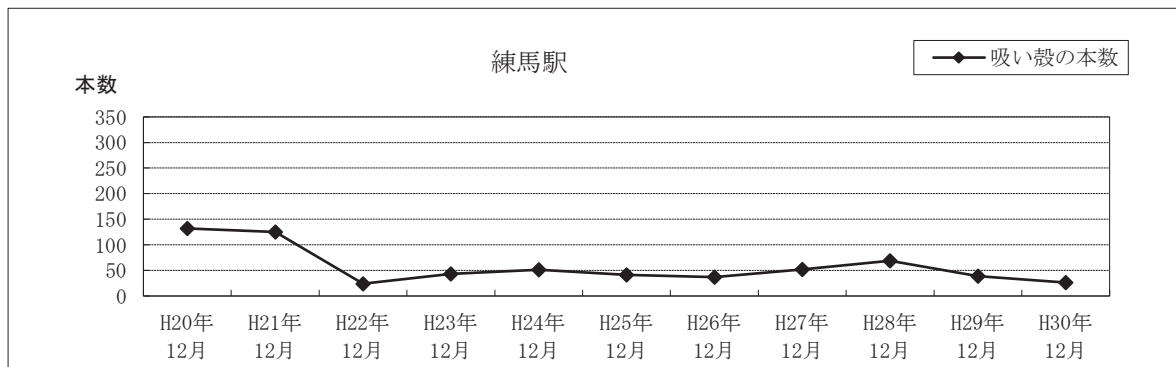
(8) 歩行喫煙率調査

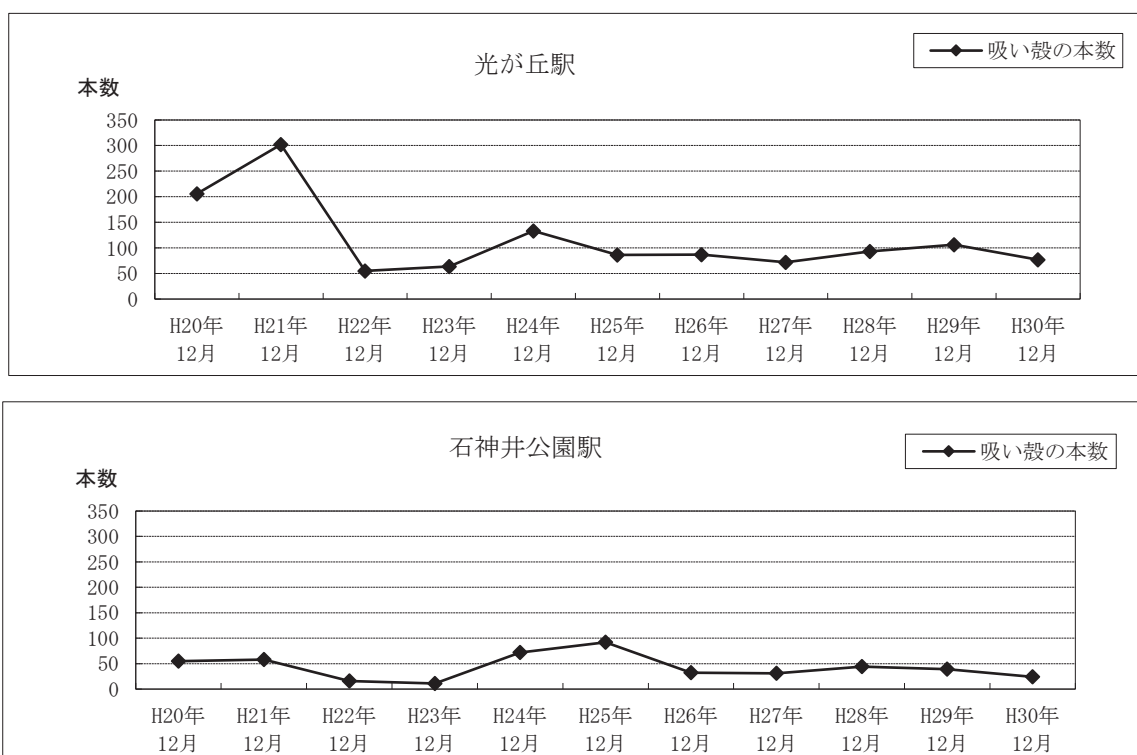
区内4駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で5か所の定点を設け、平日朝7時30分から8時までの30分間、職員等の目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しました。この調査は平成14年度から年1回(平成15年度は春・秋の2回)実施しています。



(9) ポイ捨て実態調査

区内4駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握するために、それぞれの駅周辺3か所で平日朝9時にポイ捨てされているたばこの吸い殻を集めた本数を計数しています。





#### (10) 落書対策

落書きは犯罪であり、まちの美観を損ねるものです。区は環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去しています。

平成30年度は6件、7か所、18.64㎡消去しました。

#### (11) あき地の管理の適正化

区は、あき地の管理の適正化を図るため、「あき地の管理の適正化に関する条例（昭和45年条例第37号）」を制定し、昭和45年10月に施行しました。あき地（現に人の使用していない土地）に雑草が繁茂すると、生活環境を著しく損ない、防犯上も好ましくないことから、本条例に基づき、あき地の所有者（管理者）に対して、適正管理を行うよう指導を行っています。

#### (12) 空き家等対策の推進

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」が全面施行されました。

区においても、適切な管理がなされていない空き家について、区民からの相談・要望等が多数寄せられています。また、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる居住者がいながら堆積物等による管理不全状態となっている建築物についても、地域の大きな問題となっています。

そこで区は、「練馬区空き家等対策計画」を平成29年2月に策定するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年条例第28号）」を制定し、平成29年10月に全面施行しました。条例制定後、練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会を開催するなど、問題の解決に向けた取組・



手続等を進めています。

合わせて、空き家の有効活用を促進するため、空き家所有者と活用希望団体等とをマッチングする事業や、空き家セミナー・個別相談会を開催するなどの取組も進めています。

## 2 カラス対策

カラスは繁殖のために3月頃から巣をつくり、卵を産みます。6～7月にヒナが巣立ちをするまで、親カラスはヒナを守るために神経質になり、巣やヒナの周辺を人が通行するだけで威嚇・攻撃することがあります。

そのため区では、親カラスが人を威嚇・攻撃する危険な状況にある場合、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づく許可を得て、その原因となる巣の撤去と、巣立ちできずに落下してしまったヒナの捕獲を行っています。平成30年度の巣の撤去は27巣、落下ヒナの捕獲は14羽でした。

また、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底する、区が貸出している防鳥ネットを利用するなど、日常生活で実行できることについての周知を行っています。

## 3 アライグマ・ハクビシン対策

現在、東京都内において、アライグマおよびハクビシンの目撃情報や家屋内への侵入等による生活被害が増加しています。

そのため区では、東京都の策定している「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に平成30年度から参加し、アライグマ・ハクビシンによる生活被害を受けた場合に、現場調査やわなの設置を行っています。

平成30年度は、181件のわなを設置し、ハクビシン25頭を捕獲しました。